

パブリックコメント要約版

1 案件名
マイナンバー制度に係る地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書(素案)
2 募集期間
令和6年7月25日(木)から令和6年8月26日(月)(消印有効)
3 趣旨・目的・背景
<p>マイナンバー制度において、個人番号に紐づく特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体は、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するため、特定個人情報保護評価書を作成することが義務付けられています。</p> <p>税務部では、平成27年に地方税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書を作成し、令和2年に評価を再実施のうえ公表していますが、特定個人情報保護評価に関する規則第15条等により、公表から5年を経過する前に再実施をすることになっています。</p> <p>この度、再実施をしましたが、その際はパブリックコメントの実施も義務付けられており、広く市民の方からの御意見を募集します。</p>
4 概要
<p>主な変更点は以下のとおりです。ガバメントクラウドは国が管理するものであるため、記載内容については国からの通知等に沿うものです。</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、全国規模のクラウド基盤(ガバメントクラウド)に構築された税システムへの移行にともない、特定個人情報を含むデータをガバメントクラウドに移行する <p>※詳しくは別紙【(全項目評価書)_地方税の賦課徴収に関する事務】をご覧ください。</p>
5 資料閲覧場所
本庁税制課、本庁情報公開室、児島・玉島・水島支所の各税務事務所、真備支所市民課市民税務係、船穂支所市民税務係、庄・茶屋町支所市民係、市ホームページ
6 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 各閲覧場所 ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 税制課 ※ 消印有効 (3)FAX 086-427-5160 (4)Eメール taxpol@city.kurashiki.okayama.jp
7 問合せ先
市民局 税務部 税制課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階4番窓口 TEL;086-426-3175 FAX;086-427-5160 アドレス;taxpol@city.kurashiki.okayama.jp